

保育 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 児童福祉係
☎476-1111(145)

◆平成 28 年度 保育所利用申込のご案内

町では、平成 28 年度の保育所利用申込を次のとおり受け付けます。

受付期間 平成 28 年 1 月 4 日 (月) ~ 1 月 29 日 (金)
(土・日・祝日を除く 8:30 ~ 17:15 まで)

保育を必要とする事由

保育所に入所できるのは、大崎町に住所があり保護者等が以下の項目のいずれかに該当することにより児童の保育ができない場合となります。

- (1) 就労 (2) 妊娠・出産 (3) 保護者の疾病、障がい (4) 同居または長期入院している親族の介護・看護 (5) 災害復旧 (6) 求職活動 (7) 就学 (8) 虐待やDVのおそれがあること (9) 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

利用申込に必要な提出書類

【利用申込書(所定の様式)が役場・野方支所・保育所にあります】

- ◎施設型給付費支給認定申請書兼保育所利用申込書 (児童1人につき1部)(所定の様式)
- ◎保育を必要とする理由を証明する書類(保護者分)
例) 就業証明書(所定の様式)・母子手帳の写し・診断書など
- ◎同意書兼誓約書(所定の様式)
- ◎平成 27 年度課税証明書(平成 27 年 1 月 2 日以降転入の方)

書類の提出期限

平成 28 年 1 月 29 日 (金) までに
保健福祉課児童福祉係へ提出。

※すべての書類が揃わないと
受理できません。

大崎町認可保育所一覧

	保育所名	定員	住 所	電話番号
私立	大丸保育園	30	横瀬 1994	476-0555
私立	南光保育園	90	仮宿 1554-2	476-0025
私立	大崎保育園	90	仮宿 1862	476-0049
私立	野方保育園	90	野方 6095-38	478-2324
私立	菱田保育園	60	菱田 2601	477-0568
私立	中沖保育園	45	菱田 3093-2	477-0027

保育時間について

原則 7:00 ~ 18:00

※延長保育を利用する場合は別途延長保育
料金が必要になります。

延長保育時間 18:00 ~ 19:00

(すべての園で延長保育が利用できます。)

保育所利用料について

利用料は町民税の所得割額により決定します。
4月から8月分は前年度の、9月から翌年3月
分は当年度の町民税額により決定します。

保育所利用料の算定方法について

世帯の町民税所得割(父母合算)により算定
します。ただし、その世帯において最多収入者
の祖父母がいる場合、祖父母のうち収入の多い
方の税額も合算する場合があります。